

# 平成17年度次世代育成支援行動計画実績について

No.	事業名等	概要	目標(H21)	平成17年度実績
1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付することで、母親、父親としての意識の啓発を図る。又、この機会に保健相談を行うことにより妊娠・出産に対する不安の軽減を図る。 《実施方針》妊娠前期に効果的な保健指導を行い、妊娠・出産に安心して望めるようにサポートする。 《対象》届出た妊婦・夫・家族	妊娠20週以降の交付数減少★ 出産後交付0件★	妊娠20週以降の交付数: 16件 出産後交付: 2件
2	妊婦委託健康診査	妊婦の疾病予防・早期発見のために、妊娠前期と後期の2回、医療機関に委託して実施している。 《実施方針》医療機関との連携を強化する。 《対象》妊婦	受診率95%以上★	前期・97.0% 後期・91.5%
3	超音波検査	35歳以上の妊婦について、超音波による検査を行う。《対象》35歳以上の妊婦	継続	継続実施
4	B型肝炎母子感染防止事業	B型肝炎ウイルスの母子感染を起こすおそれがある妊婦を発見し、その妊婦から出生した子に対し適切な予防措置を講ずる。 《対象》妊婦	継続	継続実施
5	妊婦訪問指導	健診での有所見者や、その他必要・要請に応じて妊婦の自宅を個別に保健師・助産師が訪問する。 《実施方針》有所見者が増加していることから、予防のための生活指導を強化していく。 《対象》訪問が必要な妊婦	継続	継続実施
6	新生児訪問指導	親の育児不安が強い新生児期に、助産師が訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の確認、保健指導を行う。 《実施方針》安心して育児できるように支援していく。 《対象》訪問希望者	継続	継続実施
7	育児セミナー	父親・母親(現在妊娠中)になる方のために、育児に関する夫婦参加のセミナーを開催している。 《実施方針》若年・高齢初妊婦と夫の参加を呼びかけていく。 《対象》妊婦と夫	継続	継続実施
8	◎子育て情報の総合的な提供	母子健康手帳交付時のパンフレット配布、市のHP、子育て支援情報誌の作成と発行、広報などを利用して、母子保健サービス、子育て支援サービス情報を提供する。 《実施方針》必要な情報を随時入手・提供できるよう努める。 《対象》妊婦および保護者全員	内容の充実	健康増進センターホームページを更新、 継続中 子育て支援情報誌50部配布  社会福祉課の窓口各種施策のパンフレットを配置 子育て支援センターホームページを開設

9	母子保健健康教室	子育て意識の啓発を図るとともに、育児不安を軽減し、保護者が自信を持って自分らしく子育てできるよう支援する。《実施方針》教室参加者を増やしていく。《対象》乳幼児とその保護者	継続	継続実施
10	育児学級「すくすくっ子」教室	保護者の育児不安の軽減及び保護者同士の交流の場とする。《実施方針》育児不安の軽減や仲間づくりの場としての支援を行う。《対象》生後1カ月～生後5カ月未満	2回1コースを 年3回★	4回実施 62組参加
11	ブックスタート事業	絵本に秘められた豊かな言葉を活用し、乳児期から優しく言葉をかけ、絵本を見ながら親子が触れ合う環境を整える事により、赤ちゃんの限りない可能性をのぼすことを目的とする。《実施方針》健診時にボランティアによる絵本の読み聞かせを実施するとともに、絵本をとおして親子のきずなの強化を図る。《対象》市内在住の乳幼児	継続	継続実施
12	乳児健康診査	乳児の健康の保持増進と育児支援のため、発育・発達の節目に健康診査を行い、疾病の予防、発育・発達の確認および異常の早期発見に努める。《実施方針》母子健康手帳交付、5カ月児健診時の勧奨を強化する。《対象》乳児(3～6カ月児・9～11カ月児)	受診率80%★	受診率 前期・77.3% 後期・78.6%
13	5カ月児健康診査	乳児の疾病や障害の早期発見に努め、早期治療に結びつけると同時に、発達発育、栄養、むし歯予防、予防接種等の育児に関する指導を行うことで、保護者の育児不安を軽減する。《実施方針》健診内容をニーズにあったものとする。育児支援型健診へ変換していく。《対象》5～6カ月児	受診率95%以上★	受診率 96.0%
14	1歳6カ月児健診	運動機能・視聴覚等の障害、精神発達等の遅延等障害をもった児の早期発見・早期対応に努めるとともに、生活習慣の自立、生活環境への援助、むし歯予防、栄養その他の育児に関する援助を通して子どもの積極的な健康づくりを支援する。《実施方針》未受診者対策を強化するとともに、保護者の育児力を助長させるような健診の内容検討・充実を図る。《対象》1歳6カ月児	受診率96%以上★	受診率 93.6%
15	3歳児健康診査	幼児の心身発達のうえで最も大切なこの時期に総合的な健康診査を実施し、心身の異常を発見するとともに、生活全般において指導を行う。《実施方針》要フォロー者対策を強化し、心身の健やかな成長を支援する。《対象》3歳4カ月児	受診率93%★ 年間12回	受診率 91.5%

16	各種予防接種	<p>予防接種法で定められている疾病の予防接種を、毎年年間計画を立て実施している。(集団接種)ポリオ、ツベルクリン、BCG、日本脳炎(個別接種)三種混合、麻しん、風しん《実施方針》予防接種健康被害を防止するために、個別接種を推進する。《対象》乳幼児、小学生、中学生</p>	<p>BCG96.2% ポリオ100% 三種混合90%★ 日本脳炎70%以上 二種混合98.7%</p>	<p>BCG 90% ポリオ 99% 三種混合 99% 二種混合 87% * 日本脳炎 平成17年5月、重症の副反応が発生し現行の日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨を行わないよう厚生労働省より勧告があった。(保護者希望ある時個別予防接種対応)</p>
17	母子訪問指導	<p>継続フォロー者・健診未受診者など必要な家庭に対して訪問を行い、効果的な保健指導をすることで、保護者の育児及び、児の成長をサポートする。 《対象》継続フォロー者・健診未受診者など</p>	継続	継続実施
18	乳幼児救急法教室/事故防止対策事業	<p>保護者が誤飲予防、事故防止の正しい知識を習得すると共に、蘇生法が実行できるよう援助する。 《実施方針》保護者の習得を目指し、実習内容の強化をする。 《対象》乳幼児とその保護者</p>	継続	継続実施
19	保育所(園)・幼稚園と連携した、要フォロー者の支援(保育所(園)・幼稚園との連携の強化)	<p>関係機関同士の情報交換、協力体制構築により、子どもの成長に適したサポートやニーズに応じたサービスを提供する。 《実施方針》健診等により把握した要フォロー者・未受診者について、連絡票の作成、定期的な連絡会等により、支援体制を確立していく。 《対象》関係機関</p>	継続	継続実施
20	小中学校養護教諭連絡調整(学校保健業務との連携の強化)	<p>生涯にわたる健康づくりを支援するために学校保健との連携を図り、学童期からの様々な問題に対応していく。《実施方針》市内全学校と連携し、早急に取り組む必要がある課題を検討する。 《対象》小中学校養護教諭、学校教育課、生涯学習課等の関連課</p>	継続	継続実施
21	2歳児歯科健康診査	<p>乳歯の萌出時期であり、むし歯に罹患しやすい時期でもあるため、保護者にむし歯予防への意識づけをすることで、3歳児でのむし歯罹患率の低下を図る。また、その他の疾病等の早期発見および早期対応、栄養面や育児等の援助を行う。 《実施方針》フッ素塗布導入を検討する。 《対象》2歳6カ月児</p>	<p>むし歯罹患率 20%★ むし歯有り者数 80名★ むし歯有り者 平均本数3.5本★</p>	<p>虫歯罹患率:21% 虫歯罹患患者数:79名 虫歯有り者平均虫歯本数:3.5本</p>

22	就学時歯科教室	就学時の保護者に対し、口腔衛生に関する正しい知識と、6歳臼歯の重要性について啓発するため集団教育を行う。 《実施方針》内容の充実を図りながら、継続して実施していく。 《対象》就学時の保護者	継続	継続実施
23	◆離乳食教室	適正な離乳食を推進することにより、子どもの健全な育成につなげていく。 《実施方針》平成17年より実施する。 《対象》前期 4ヶ月の乳児を持つ親 後期 7ヶ月の乳児を持つ親	(17年度開始) 前期4回 後期4回 (計8回)	前期3回 後期3回
24	3歳児健診時食生活調査	食習慣の基礎づくりの時期として、現状を把握し、栄養指導による正しい食習慣の普及を行う。 《対象》3歳児健診受診者	継続	継続実施
25	親子料理教室	食生活改善推進員地区組織活動の一環として、料理を通じた親子の共同体験を目的とする。 《実施方針》食生活改善推進委員の自主的活動ができるよう、体制づくりを進める。 《対象》小学生の親子	健康増進センター2回 他施設3回 (計5回★)	健康増進センター 3回実施
26	保育所給食による食育の推進	保育所においては、その発達段階に応じ、食事の大切さ楽しさ、マナー等を指導し理解させる。 《実施方針》市内全保育所で定めた食育全体目標に沿って実施する。 《対象者》保育所入所児童	クッキング保育11箇所★ 野菜の栽培収穫1箇所★ 給食だより11箇所★	クッキング保育 8箇所 野菜の栽培収穫10箇所 給食だより 11箇所
27	学校における食に関する指導	学校において給食の時間、教科指導や特別活動、「総合的な学習の時間」など学校教育活動全体の中で、成長期である子どもの望ましい生活習慣、食習慣の確立を図る。	教科指導 継続	継続実施
28	発達障害児支援 (あすなる教室)	心身に障害をもった子ども達の日常生活と社会生活への適応性を図るため療法士等の専門的な療育指導をおこなっているあすなる教室に補助金を交付する。 《実施方針》市外の同内容の事業を行う事業所を結城市内児童が利用する場合も支援ができる体制づくりを図る。 《対象》あすなる教室	継続	継続実施

29	障害児保育	心身に障害を有する乳幼児の保育所への受入れ及び一般の乳幼児との集団保育を促進し、もって障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長します。また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児の福祉の増進を図るため、障害を持つ児童を保育する民間保育園に対し補助を行う。 《実施方針》市内の保育所すべてが入所申し込みに対応できるように体制づくりを図る。 《対象》市内全保育所(園)	継続	継続実施
30	補装具の交付・修理費用の助成	身体上の障害を補うための補装具の購入・修理の自己負担額を補助する。(所得制限あり)	継続	継続実施
31	斜視・弱視児眼鏡等購入修理助成	義務教育を受けている斜視・弱視児の矯正用眼鏡等の購入・修理費用を補助する。 《実施方針》各小中学校を通じてPRを実施する。 《対象》小学生・中学生	継続	継続実施
32	障害児一時預かり事業	障害のある中高生を事業所等で、親が仕事からもどってくるまでの短期間預かる事業 《対象》障害のある中学生・高校生	検討	未実施
33	小児救急医療体制の整備充実	休日及び夜間における小児救急患者の医療を確保する。 夜間365日 午後6時から午後10時まで (受付は午後9時まで) 日曜・祝日・年末年始 午前9時から午後5時まで 《対象》市内全域の小児	継続	継続実施
34	救急医療情報コントロールシステムの活用普及推進	茨城県と(財)茨城県メディカルセンターが医療機関からの医療情報を提供する。24時間体制で一般県民からの問い合わせに対し、救急患者の症状に合った至近距離の医療機関を案内する。 《実施方針》広報に努める。 《対象》一般県民	継続	継続実施
35	かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医を持つことの意義について普及・啓発を行う。	かかりつけ医のいる割合 割合の向上★	乳幼児健診・教室等、必要性の指導実施
36	喫煙対策事業	無煙世代が現れることを目的に、煙草を吸わないことの価値観を啓発する。 《実施方針》保護者の積極的参加を促すよう、学校へ働きかける。 《対象》児童・生徒及び保護者、教職員など	全小学校 パンフ配布 4年生まで拡大★	全小学校パンフ配布 5・6年生 940人

37	薬物乱用防止教育事業	学校においてタバコ、飲酒、シンナー、薬物等への薬物乱用防止教室を「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」等のなかで学習活動を行う。 《実施方針》積極的に推進していく。 《対象》小学生・中学生	継続	継続実施
38	公立学校内における敷地内禁煙事業	学校において児童生徒に対する喫煙防止教育(健康教育)の推進、教職員の健康管理のために、学校敷地内禁煙を推進する。 《実施方針》平成16年度末までに学校敷地内禁煙の徹底を図る。 《対象》小学校・中学校	(平成16年度末) 完全実施★	完全実施
39	性教育事業	体や身の回りの清潔及び心身の発育発達について基礎的な知識の理解を通して生命尊重の精神を養うとともに、自己の性についての認識を深める。 《実施方針》養護教諭、保健主事と連携し、学級担当が中心となり発達段階に即した適切な性教育を積極的に進めていく。 《対象》小学校、中学校	継続	継続実施
40	異年齢児交流等事業 (保育所地域活動事業)	児童・生徒と低年齢児とがふれあえる機会を設け、保育に関する体験学習や子育て意義に対する認識を深め、生命の尊さを学ぶ。 《実施方針》小中学生を中心に、保育所(園)の内外を問わず園児とふれあい時間を設ける。 《対象》小学生・中学生(・高校生)	実施 保育所(園) 8か所★	実施 保育所 5か所
41	◆◎児童虐待防止ネットワーク	保健・福祉・教育をはじめとする関係機関と連携したネットワークを構築する。 《実施方針》児童虐待防止ネットワーク会議の下に緊急時ケース検討会ができる組織を構築する。 《対象》関係者・関係各課	(平成17年) 実施	継続実施
42	◆児童虐待防止ネットワーク会議 (ケア体制の構築:実務者会議)	虐待を発見しやすい立場にいる関係者間で連携して会議を開催する。 《実施方針》虐待が見られなくなった後の見守り、支援の体制を構築する。 《対象》関係者	実施	開催 継続実施
43	家庭児童相談室	福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図る。 《実施方針》人員、相談員の増員を図る。業務の周知を図る。 《対象》子ども(0~18歳)に関する悩みや不安、心配ごとを持つ保護者	継続	継続実施

44	子育て講演会	次代を担う子どもたちが、健やかに、心豊かに育ち、また、子育てに夢と希望が持てる地域社会をつくることを目的として講演会を開催する。 《実施方針》子育てに関する意識啓発事業として、定期的を開催していく。 《対象》市民	定期的に開催★	未実施
45	市民の「通告義務」の周知	結城市お知らせ版等による児童虐待通告義務の周知を図る。 《実施方針》児童虐待防止ネットワーク会議において周知方法等を決定する。 《対象》市民	継続	継続実施
46	児童虐待防止のための広報啓発	児童虐待の早期発見・防止のために、広報誌の活用やリーフレットを各種関係機関に配布し各種広報啓発を進める。 《実施方針》児童虐待防止ネットワーク会議において周知方法等を決定する。 《対象》市民	ホームページに常時掲載★	結城市お知らせ版において実施 結城市ホームページにおいて実施
47	児童虐待をテーマにした講演会やシンポジウムの開催	児童虐待についての啓蒙啓発のため、研修会や講演会を実施する。講師に関係者を招いて、虐待の事例及び通告により解決した事例等の紹介を行う。 《実施方針》児童虐待防止ネットワークにより方針を決定する。 《対象》関係者および市民	最低年1回★	実施
48	交通安全教育	実践的指導を行なうことで、交通事故を未然に防止し、園児・幼児・児童・生徒の交通ルールとマナーを身に付け交通安全に対する意識高揚を図る。 《実施方針》直接指導者となる保護者にも指導をし、家族ぐるみ・地域ぐるみで、交通安全の事故撲滅を図る。 《対象》園児・幼児・児童・生徒	継続	継続実施
49	通学路安全点検	通学路の点検結果をもとに、県土木事務所・市(土木課・学校教育課)・警察署・母の会・安全協会を中心に通学路安全点検会を開催し、整備を図ることにより安全な通学路を目指す。 《実施方針》各小学校独自で通学路の整備・見直し・点検を実施できるように事業を展開していきたい。 《対象》毎年1校を選定して実施	継続	継続実施
50	街路灯・防犯等の設置	学校指定の通学路となっている箇所において、各自治会長から申請のあった箇所について交通安全施設通学路街路灯の設置工事及び修繕・防犯灯の設置の調整を図る。 《実施方針》各自治会と相互協力を図りながら交通安全を推進していく。 《対象》市内全域	継続	継続実施

51	交通安全対策事業	パンフレット及び啓蒙品等を配布し、交通事故防止の呼びかけをドライバー・市民に対し広報する。また交通安全の立哨指導活動を行なう。 《対象》各交通関係機関団体協力	継続	継続実施
52	事業所等への安全運転徹底の要請	各種広報資料・広報用品を協賛・作成し各事業所及び一般に配付し、普及高揚を図る。また、優良事業所の表彰等を行うことで、安全運転管理業務の充実を強化する。 《対象》各交通関係機関団体協力	継続	継続実施
53	チャイルドシートの貸与と購入費補助	チャイルドシート貸出と購入費の補助を行なうことで、経済的負担の軽減を図り安全を願うとともに、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりをすすめる。 《実施方針》チャイルドシートの重要性の認識が低いため、使用効果及び使用方法の普及啓発活動を展開する。 《対象》6歳未満の乳幼児の保護者	継続	継続実施
54	◆親子三世代交通安全ヒヤリマップ (道路危険箇所マップ)	歩行者・自転車・自動車それぞれの立場から、危険を感じた(ヒヤリとした)箇所について点検、地図を作成する。(実施方針)子どもの目から見た点検を追加する。 《対象》全市民	親子三世代を対象としたマップの作製	高齢者を対象としたヒヤリ地図作成
55	「子どもを守る110番の家」の登録推進	「子どもを守る110番の家」には、ステッカーを表示して、子どもたちの緊急避難等に備え、事故等があった場合には子どもを保護し、警察や学校、家庭へ連絡を取るなどの対応をする。 《実施方針》通学路や子どもの遊び場周辺に設置の重点を置き、啓発や広報を行っていく。 《対象》事件が発生したとき対応できるよう、昼間に大人がいる家庭で引き受け家庭として適当であると認められるもの	継続	継続実施
56	子育て環境マップ	子育て環境マップの作成活動をとおして、父母自ら参加し、身近な地域における子どもの成長環境の見直しを図り、安全な遊び場を確保する等住みよい地域づくりに貢献する。 《実施方針》各課・各機関で個別に作成しているマップを統合して、より使いやすいものとする。 《対象》関係各課・関係機関・保護者	各学校において作成	各学校等において製作 警察署においてホームページで犯罪マップを載せている。
57	◆防犯パトロール	住民が自主的に地域パトロールを行う場合の自動車に青色回転灯を装備し、犯罪の抑止を図る。 《実施方針》制度の普及啓発に努める。 《対象》自主防犯団体	(平成17年度)実施	継続実施
58	防犯ブザーの配布	緊急的な犯罪予防対策として、小学校新1年生に防犯ブザーを配布する。 《対象者》小学校新1年生	継続	継続実施

59	関係団体活動への支援	青少年育成関係団体等への支援を実施し、お互い協力して健全な地域の環境づくりを図る。	継続	継続実施
60	IT配置事業	一人ひとりにきめ細かな指導を行うため非常勤講師を配置する。 《実施方針》小学校及び中学校の35人を超える学級に非常勤講師を配置し、きめ細かな指導に努める。 《対象》小学生・中学生	継続	継続実施
61	特別支援教育事業	学校においてこれまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対してその一人一人のニーズにあった支援を行う。 《実施方針》県の養護学校と連携を図りつつ、各学校における障害のある児童・生徒に対して効果的な支援体制の確立を図る。 《対象》小学生・中学生	学校の実態に応じて配置	知的障害学級小学校に6校 中学校に3校 情緒障害学級小・中学校に全学級 ことばの学級2校に配置 学校生活サポーター3名の配置
62	学校施設の整備 (定期的な安全点検)	学校内における児童生徒の安全確保のため、小中学校の施設の安全点検を実施する。 《実施方針》児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、継続的に老朽箇所を改修し、順次耐震構造に整備する。 《対象》市内小中学校の施設	継続	継続実施
63	学校評議員制度	家庭や地域と連携協力し、地域に開かれた学校づくりを一層推進する。 《実施方針》当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から校長の推薦により教育委員会が委嘱する。 《対象》小学校・中学校	継続	継続実施
64	◎スクールカウンセラーの配置	暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため中学校にスクールカウンセラーを配置する。スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。 《実施方針》スクールカウンセラーの3校への配置及びスクールソーシャルワーカーとの連携につとめ、中学校での生徒指導体制の援助となるように努める。 《対象》中学校	継続★	継続実施

65	フレンドゆうの木	学校と連携し、不登校児童・生徒が抱える問題の解決や改善を図ることで、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。 《実施方針》不登校生徒が通いやすい環境を整える。 《対象》小学生・中学生、保護者	継続	継続実施
66	地域子ども教室推進事業 (玉岡ふれあいスクール)	結城小学校を活動拠点に、当校の児童を対象に子ども達の居場所を設け、週1回の放課後(午後4時～6時)や月1回の土曜日(4時間)に、地域の大人、退職職員、大学生、社会教育関係団体関係者等を活動指導員に据え、様々な体験活動や交流活動を行う。 《実施方針》指導者を養成し、他の学校を拠点とした地域子ども教室を開設し、子どもの安全な居場所づくりをめざす。 《対象》結城小学校の児童(登録者)	他小学校に拡大★ 年30～40回	結城小学校生徒と対象に実施
67	「総合的な学習」推進事業	総合的な学習の時間や理科をとおして、自然環境の学習やミニトマト・稲づくりなどの栽培活動を体験的に行うことで、「ゆたかな心」を育む。 《実施方針》栽培活動を体験する場所を確保する。 《対象》児童・生徒	継続	継続実施
68	「夏の体験学習」 (農業後継者育成対策事業)	野菜、花き等の収穫及びトラクター同乗等を体験する。 《実施方針》農業の対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 《対象》市内及びUJA北つくば管内の小学生と保護者	継続	農業法人による実施
69	「消費者合同研修会」 (農業後継者育成対策事業)	サツマイモの収穫を体験する。 《実施方針》農業に対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 《対象》市内園児	継続	継続実施
70	ふるさと再発見事業	郷土に対する理解を深め、さまざまな交流体験をとおして、心豊かな子どもたちを育成する。 ・わくわくキャンプ:子どもたちの生活体験や自然体験の充実と友達との触れ合い等の機会を提供する。 ・結城郷土かるた取大会結城郷土かるたの普及と郷土理解及び地域間交流の促進 ・かるたのふる里探検隊郷土かるたに描かれている名所・旧跡めぐり 《実施方針》異年齢集団における遊びを中心とした活動を企画していく。 《対象》小中学生及び指導者・育成者	継続	継続実施

71	ふるさと探検隊	子どもたちの休日を利用した多様な体験活動に参加する機会を提供し、豊かな活動、異年齢交流などとおして、自主性、社会性、協調性を培うことを目的に、地域の歴史や自然、産業などに関する体験学習を開催する。具体的には、施設見学、天体観測、藍染体験、スポーツ体験、そばづくり、市内散歩、人権学習などを実施している。 《実施方針》将来的には、地域子ども教室の拡充を図って、この事業を地域子ども教室推進事業で包括的に推進したい。 《対象》小学4年生～6年生	地域子ども教室においての 事業継続★	子ども体験フェスタに若干名の参加があったものの、それ以外の事業には希望者がいなかったため、中止。
72	学校支援ボランティア活動推進事業	児童生徒に「思いやりの心」を育てるため、車椅子体験、アイマスク体験等を積極的に取り入れるとともに、老人ホーム訪問や養護学校等の交流を図る。 《実施方針》老人ホーム等の施設や、養護学校との連携を図る。 《対象》児童・生徒	継続	継続実施
73	三世代交流事業	高齢者と子どもの交流をとおして、昔の生活、文化、習慣を次世代に継承する。昔遊び(竹馬、竹とんぼ等) 《対象》高齢者と小学生	3か所/年★	4小学校で実施 6保育園で実施
74	地域コミュニティ運営事業参加者と市内保育園児による七夕祭	園児との交流を通して、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持を図る。七夕祭 郷土芸能・園児合唱・食事会 《対象》地域コミュニティ運営事業参加者と保育園児	継続	未実施 今後実施していきたい。
75	結城盆踊り大会開催事業	盆踊りをとおして、地域や世代間の交流、心とこころのふれあいを図る。 《実施方針》子供会、幼稚園の参加の増加を目標に、踊り手募集PR等を積極的に行う。 《対象》保育・幼稚園、子ども会、市民団体	子ども会の参加増加★	実施 子供会、幼稚園、各種市民団体など26団体、735名が参加した。
76	◆◎児童館の設置	児童を養育している保護者の支援及び児童の健全育成に必要な措置を実施するため児童館の整備を実施する。 《実施方針》既存施設等の活用を考慮し児童館を設置する。 《対象者》児童及びその保護者	1か所	未設置
77	◆子どもや地域のアイデアを活かした児童館の運営	児童の健全育成とともに、ボランティア活動の育成助長及び指導者を養成する目的で児童館を運営する。《実施方針》ボランティアによる自由な運営(公設民営)を中心に検討を行う。《対象者》全市民	検討	未実施

78	都市公園整備事業 (街区公園)	地域住民が親しむ公園を整備することにより、憩いと安らぎ、コミュニケーションの場を提供するために公園を整備する。 《実施方針》年に2か所ずつ整備していく。 《対象》区画整理事業地内の街区公園 南部地区:14か所 北西部地区:8か所	南部全箇所★ 北西部1~2か所★	南部地区2箇所実施
79	公園の維持管理運営	公園施設の定期的点検及び改善、公園内樹木の適時管理により安全で安心して使用できる公園を目指す。 《実施方針》公園愛護協会やボランティアの協力を得て、健全で安心して利用できる公園を目指す。 《対象》公共施設管理公社の管理する営造物公園(都市公園25箇所、その他の公園30箇所)	継続	継続実施
80	子どもが使いやすい図書館整備事業	校内において、市内各小中学校図書室内及びゆき図書館内の資料検索と利用が可能になるよう、図書館・各学校図書室の電子ネットワークを確立し、整備する。 《実施方針》各学校図書室に学校司書を配置することで、学校図書への整理ならびにゆき図書館との連携・連絡の端緒を開く。また、各学校児童に図書館に親しみ感じ、読書の習慣を身につけるように支援する。 《対象者》市内小中学校生全員	各小中学校完全配備★	学校司書4人配置配備 各小学校週1日勤務
81	北関東中学校野球大会	青少年の健全育成と軟式野球の普及発展を図る。 参加中学校91校(茨城県58校・栃木県33校)によるトーナメント戦 《対象》中学生(茨城県58校・栃木県33校)	継続	継続実施
82	中学生男女バレーボール・ソフトテニス・卓球・男子サッカー大会	結城市近隣中学校の参加を得て開催することにより、各種スポーツの普及・発展と中学校生徒の精神的・身体的な育成を図ると同時に、スポーツマン精神の高揚と近隣中学校の親睦を図る。 ・茨城県中学校女子バレーボール大会 ・近県中学校ソフトテニス結城大会 ・近県中学校卓球結城大会 ・近隣中学校男子サッカー結城大会 ・近隣中学校男子バレーボール結城大会 《対象》県西地区および近隣(栃木県)中学校	継続	継続実施

83	結城シルクカップロードレース大会	<p>青少年から高齢者まで参加者相互の親睦を深めると共に強健な体力と旺盛な気力を養い、スポーツの発展向上を図るオープン参加によるロードレース大会を開催する。</p> <p>【種目】小学生1～3年親子ペア(2km)・小学生男女(2km)・中学生男女(3km)・一般男女(5km・10km)</p> <p>《実施方針》メイン会場として使用する陸上競技場及びび出入口等の早期改修を図る。また参加人数の確保に努める。</p>	継続	継続実施
84	市民スポーツ・レクリエーション祭り	<p>スポーツ・レクリエーションを楽しむ全市民が同時に集う祭りを開催し、市民の交流を図ると同時に楽しく健康づくりを目指す。(種目)卓球・バドミントン・チャレンジゲーム・球速測定・スマイルボリング・スポーツチャンバラ・エアロビクス・パークゴルフ・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ・ウオークラリー・ソフトテニス等</p> <p>《対象》子どもから高齢者まで、全市民</p>	継続	開催当日は雨のため屋内種目のみ実施
85	ニュースポーツの普及推進	<p>ニュースポーツを紹介しその普及、推進を図る。</p> <p>《実施方針》体育指導員を中心としたニュースポーツの普及を推進する。</p> <p>《対象》子どもから高齢者まで</p>	継続	インディアカ教室実施
86	わんぱく親子スキー教室	<p>初心者から中級者程度をクラス分けし、体育指導委員によるスキー技術習得・向上を目指す。</p> <p>《対象》小学3年生以上の親子(子どものみの参加も可)</p>	継続	継続実施
87	市民まつりNOPPE開催事業	<p>市民の手作りのお祭りを通じ、市民と地域のつながりを再確認すると共に、三世代間のふれあいと対話・強調する心を育むことを目的とする。</p> <p>《実施方針》文化意識の向上や結城市の文化特性を見出すような事業展開を図るとともに、参加者の拡大を図っていく。</p> <p>《対象》全市民</p>	継続	継続実施

88	子ども会活動の支援	子ども会活動を支援するため、子ども会育成連合会との連携とりながら支援を行う。また子どものリーダーや子ども会指導者の育成を図る。	活動の充実	子ども会数97 6/19リーダー研修 「火災から身を守る」城西小体育館 子ども・大人140名参加 球技大会 8/6結城地区 野球、ビーチボールバレー 8/7絹川地区 キックベース、ビーチバレー 8/7上山川地区 キックベースボール 8/6山川地区 トッチボール 8/7江川地区 野球、キックベースボール 12/4郷土カルタ取大会 個人147名 団体17チーム 2/12野外研修事業「雪国で遊ぼう」 那須甲子少年自然の家 参加者 子ども29名
89	◆子育て関連情報を一括して掲載するホームページの作成	「結城市お知らせ版」に随時掲載している情報を、一括して掲載するホームページを作成する。 《実施方針》子育て関連情報の統合化 《対象》すべての子育て中の保護者	実施	子育て支援センターのホームページにより情報の提供を実施
90	◆メールによる子育て応援相談室	子育ての不安や悩みを持つ保護者からの相談をメールで受け付ける。 《実施方針》相談体制を充実 《対象》すべての子育て中の保護者	実施	未実施 子育て支援センターにおいて発行しているポポ通信の空スペースを利用して情報を提供している。
91	◆子育て支援メールマガジンの発行	子育て関連イベントの情報を、メールマガジンで発信する。 《実施方針》メールを利用していない方・メールマガジンを購読しない方については、ゆうき図書館にて印刷物の閲覧を可能とする等、工夫をこらして情報の周知を行っていく。 《対象》すべての子育て中の保護者	実施	未実施
92	健康相談	定例の「健康相談日」(毎月2回・2会場)の開催及び専門医による「心の相談」(毎月1回、健康増進センター)を開催しているほか、随時電話でも対応する。 《実施方針》育児支援の充実 《対象》乳幼児とその保護者	継続	相談日 健康増進センター:22回 山川文化会館:22回 心の相談:10回

93	のびのび子育て相談事業	<p>子育てに不安や悩みを抱く保護者に対し、のびのび子育て相談員による相談事業を行うとともに、親子の関わりの重要性と関わり方を保護者に伝える。また、「のびのび子育てだより」により育児情報の提供、乳児健診において子育て支援教育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5カ月児健診で親子遊びの紹介</li> <li>・予防接種会場で子育て相談</li> <li>・子育てサークル活動中の子育て相談</li> <li>・子育てだよりの作成</li> <li>・スキルアップのための研修</li> </ul> <p>《実施方針》事業のPRを図り、活動の安定と拡大を図る。 《対象》乳幼児と保護者</p>	継続	継続実施
94	◎要保護児童地域対策協議会の設置	<p>要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、情報や考え方を共有し、関係機関の連携、協力の強化を図る。 《実施方針》児童虐待ネットワークを発展させ、協議会の早期設置を目指す。また要保護児童に対する相談体制を整備する。 《対象》関係団体</p>	実施	未実施 「児童虐待防止ネットワーク委員会」を拡大して「要保護児童地域対策協議会」に発展させていきたい
95	◆◎地域子育て支援センター事業	<p>地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 《対象》就学前及び未就園児を持つ母親等</p>	(平成17年度)実施	継続実施
96	子育て広場	<p>乳幼児の親子が集い、相談や交流ができる「子育て広場」を設置し、母親の育児不安の解消と子どもの健やかな成長を図ることにより、安心して子どもを生ま育てられる環境づくりを推進する。 《対象》就学前児童のいる保護者</p>	地域子育て支援センターへ移行	実施(発展的解消)
97	◎子育てサポーター事業	<p>育児の手助けができる人(協力会員)と、育児の手助けが必要な人(依頼会員)を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて育児の手助けができる協力会員を紹介する。 《実施方針》ファミリーサポートセンター事業に移行していくため、利用会員数の増加を図っていく。利用料金の負担軽減について検討を行う。 《対象》市民</p>	ファミリーサポートセンター事業への移行★	継続実施 移行は平成19年度予定

98	子育てサークル育成支援事業	子育てグループが自主的な活動ができるように支援し、親の孤立感や育児不安の解消を図り、母親の育児力を向上させる。さらに子ども同士の関わりから子どもの心の健やかな発達を助長する。 《実施方針》グループ・リーダーの母親の力量アップに向けて支援を行っていく。 《対象》0歳～未就園児親子	継続	継続実施
99	◆つどいの広場事業	乳幼児を持つ親とその子どもが集い、交流を図ることや、ボランティアによる育児相談等行う場を地域に設置し、子育て環境の整備を図る。 《実施方針》ボランティアの活用を図り、子育ての負担軽減を図る。	検討	未実施
100	◆◎街角すこやかルーム整備事業	既存の空施設を利用して、子どもの一時預かり施設を地域に設ける。 《実施方針》ボランティアを活用した一時預かりの実施。 《対象》児童及び保護者	検討	未実施
101	家庭教育学級	家庭教育力の向上のため、親の家庭での在り方について学習し、現在にふさわしい家庭教育の確立を図る。各学級の役員が中心となってその実態に応じて、年6回程度の学習計画を立て、計画に基づいた学習を実施する。各学級生がお互いに協力しながら、学習の運営をし、自立心が高まっている。また、情報交換も密に行っている。 《実施方針》マンネリにならないよう、学習に関する様々な情報を提供していく。 《対象》市内幼稚園・小中学校に通園・通学している子どもをもつ親	継続	継続実施
102	三世代交流 (親子体験教室)	親子(祖父母・孫)がともに参加でき、共通の体験・感動をとおして世代間の交流を深めることにより、地域及び家庭の養育力の向上を図る。 《実施方針》地域指導者の育成と、協力体制の確立を図る。 《対象》学校・地域・家庭	継続	継続実施
103	子育て支援エンジョイ・プレイルーム事業	子育てのノウハウを楽しく学びながら、たくさんの仲間と交流し、悩みを話したり情報を交換し、楽しい一時を託児付き講座や子育て応援広場で心身ともリフレッシュし、いきいき子育てを応援する。 《実施方針》ボランティアのスタッフだけでなく、子育て中の保護者自らが運営に参加できるように検討し、拡大・拡充を図る。 《対象》子育て中の親子、子育て支援者として活動している者	継続	継続実施

104	少子化対策医療費助成事務事業	妊産婦、乳児、幼児(1、2歳児)医療福祉費受給者が医療機関に支払う外来一部負担金(医療機関1回500円、1ヶ月2回まで)を市が支援して支払いをする。また、3歳児の医療福祉費受給者が医療機関に支払う一部負担金(医療費の3割)を市が助成する。所得制限あり。 《対象》妊産婦、乳幼児(4歳未満)	対象年齢 就学前まで★	就学前児童に変更し継続実施
105	妊産婦・乳幼児医療費軽減の実施	妊産婦、乳児(0歳児)、幼児(3歳児未満)の者またはその扶養義務者に対し医療機関ごとに1日500円、一ヶ月2回1000円を自己負担金の限度とする医療費支給制度を実施する。所得制限あり。 《対象》妊産婦、乳幼児(3歳未満)	対象年齢就学前まで★	就学前児童に変更し継続実施
106	母子家庭等医療費助成	母子家庭の母子・父子家庭の父子の者で18歳未満の児童を養育している者及びその児童あるいは20歳未満の高校在学者または障害児を養育している者に対し所得制限を設けて医療機関ごとに1日500円、一ヶ月2回1000円を自己負担金の限度とする医療費支給制度を実施する。	継続	一部変更し継続実施
107	心身障害児通院等交通費助成	医療機関、機能回復訓練(結城市内)への通院、通所のタクシー代を支給する。 上限月額 5000円 《対象》以下の者で結城市に住民票があるもの 身体障害児1、2、3級該当者 視覚障害児4級、肢体不自由下肢4級 療育手帳 A、A	継続	継続実施
108	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図る。 《対象》幼稚園児の保護者	継続	継続実施
109	母子家庭等児童学資金の支給	母子家庭、父子家庭又は両親のいない家庭の義務教育就学中児童1人につき月額2,000円を支給する。これにより就学上の不安を解消する。(所得制限あり) 《実施方針》父子家庭へのPRを実施する。 《対象》離婚や死亡等により両親又はその一方がいない家庭の義務教育就学中の児童を養育している者。	検討	一部変更し継続実施
110	すこやか子育て奨励金の支給	結城市に3年以上居住し第3子以上を出産し、その後1年以上養育した人に金券を支給 第3子 10万円 第4子以上 15万円	検討	一部変更し継続実施 第3子 5万円 第4子 7万5千円

111	就学の援助	すべての児童生徒が円滑な義務教育を受けられるよう、経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費(部外活動費・修学旅行費・新入学用品費含む)、給食費、医療費等、保護者負担の一部を援助する。 《対象》小学校及び中学校の児童生徒	継続	継続実施
112	奨学基金貸付制度	市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者に対して、学費を貸与し、就学の支援を行う。	継続	継続実施
113	児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としている。所得制限あり。 支給額 第1・2子月額5,000円 第3子以降月額10,000円 《対象》小学3年生までの児童の養育者	継続	一部変更し継続実施
114	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している者に対し、負担の軽減を目的とする。 《実施方針》父子家庭への支援について考慮していく。 《対象》父親がいない18歳以下の児童を養育する母、又は母にかわってその児童を養育する者	継続	継続実施
115	障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、これらの重度障害児に対し、その障害による、物的かつ精神的な特別の負担の軽減を目的とする。 《対象》日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児(20歳未満)	継続	継続実施
116	在宅重度心身障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、これらの重度障害児に対し、その障害による、物的かつ精神的な特別の負担の軽減を目的とする。 《対象》身体障害者手帳の交付を受けた者又は知的の発達が遅れている常時介護を必要とする重度の障害児(20歳未満)	継続	継続実施
117	通常保育事業	保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 《実施方針》受け入れ体制を強化していく。 《対象》保育所	公立3箇所200人★私立8箇所845人★計1045人★	公立3箇所 193人 私立8箇所 812人 市外委託 24人 計 1029人(1005)
118	保育内容と運営の充実	保育所保育指針に沿って児童の処遇を行う。 《実施方針》保育連絡会において保育指針にしたがった保育内容と運営の充実を図る様に協議する。 《対象》公立及び私立保育所	園長会議(保育連絡会)最低月1回★	実施 実施状況 園長会議(公立・民間) 1回

119	保育士等の研修参加	必要な知識の習得と技術の向上のため、茨城県社会福祉協議会や茨城県保育協議会及び結城市保育連絡会等の開催する各種研修会に参加する。 《実施方針》保育連絡会の中で研修会を実施する等、積極的に推進していく。 《対象》保育士、調理師、栄養士	継続	継続実施
120	第三者委員会の設置 (苦情解決の体制整備)	苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応することにより、利用者と事業者の間の円滑・円満な解決を促進し、利用者の満足度の向上と適切なサービス利用が可能となるともに、事業者の信頼や適正性を確保する。 《実施方針》公立保育所への設置を進める。 《対象》公立および私立保育所	全保育所(園)11箇所★	全私立保育園8箇所設置 公立保育所未設置
121	保育所(園)情報の充実と公開 ◆公立保育所のホームページの開設	保育所(園)選択の便宜を図るため、各保育所(園)の案内パンフレットを作成し、福祉事務所窓口や各保育所(園)に備え付ける。 《実施方針》市のホームページへの掲載情報を拡大していく。 《対象》保育所(園)の利用を希望する市民	保育所ごとのホームページを作成★	未実施 パンフレットのみ
122	老朽化した保育所の改修	老朽化し、安全性に問題がある保育所施設について、園児の安全性を確保するための改修・改築を行う。	改修・改築の実施	継続実施
123	乳児保育	入所対象年齢0歳から保育を行う。 《実施方針》ニーズに応じて対応していく。 《対象》保育所(園)	継続	継続実施
124	延長保育	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加に対応して保育時間の延長をおこなう。 《実施方針》すべての保育所の開所時間が7時から18時までになるようにしていく。 《対象》保育所(園)	1時間延長10箇所★ 2時間延長1箇所★	継続実施 延べ8保育所(園) 前後合計して 30分延長 2箇所 40分延長 1箇所 1時間延長 4箇所 1時間30分延長 1箇所
125	休日保育	日曜・祝日に、保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 《対象》保育所(園)	3箇所★	継続実施 1箇所

126	保育所地域活動事業	<p>地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用していくため、障害児の受け入れ等、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間交流事業</li> <li>・育児講座・子育て・仕事両立支援事業</li> <li>・小学校低学年児童の受け入れ事業</li> </ul> <p>《実施方針》低学年児童の受け入れに関しては、学童クラブで対応していく。 《対象》保育所(園)</p>	<p>世代間交流8箇所★ 異年齢児交流8箇所★ 育児講座・両立支援3箇所★</p>	<p>継続実施 世代間交流6箇所 異年齢児交流5箇所</p>
127	◆一時保育	<p>普段は家庭で児童を養育している保護者の、病気や家族の介護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や、育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育所において保育をおこなう。 《実施方針》ニーズを考慮して検討を行う。 《対象》保育所(園)</p>	2箇所	未実施 (18年度において、2保育園において実施予定)
128	病後児保育	<p>病気が回復しつつある子どもを病院や保育施設などで看護師等が預かったり(施設型)、病児宅や保育者宅等で預かる。 《実施方針》ニーズを考慮して検討を行う。 《対象》保育所(園)</p>	検討	未実施
129	幼小交流事業	<p>園児が小学校にスムーズに接続出来るよう幼稚園と小学校の交流を行う。 《実施方針》幼小の連携を強化し、園児が小学校にスムーズに接続出来るよう事業を充実し継続をする。</p>	継続	継続実施
130	幼稚園ふれあい事業	<p>幼稚園の有する専門機能を地域住民のために活用することを目的とし、地域とのふれあい事業を実施する。 《実施方針》幼稚園・保護者との連携を強化し、内容を充実する。 《対象》幼稚園保護者</p>	継続	継続実施
131	地域の「幼児教育のセンター」としての運営の充実	<p>幼稚園開放と各種行事招待・子育て相談等を行い、地域に啓発する。 《実施方針》親子の健全な育成を考慮し、電話相談・来園相談等を実施する。 《対象》園保護者・園外未就園児保護者と幼児</p>	継続	継続実施
132	幼稚園情報の提供	<p>幼稚園が持つ機能の理解の促進を図るため、情報の提供を行う。 《実施方針》子育て情報誌への掲載やホームページの開設などにより情報を提供する。</p>	ホームページの開設	継続実施
133	研修の参加	<p>必要な技術の習得と技術の向上のため、市教育研究会において実施する研修に参加する。 《実施方針》研修会に積極的に参加することにより、資質の向上を図る。</p>	継続	継続実施

134	幼稚園での「家庭教育学級」の充実	親としての資質向上の為、保護者同士の交流・学びあいを行い、園内・園外研修を実施する。 《実施方針》体験的内容や方法を取り入れた講座開設を計画する。保護者全員の入級を目指し内容の見直しと啓発を行う。 《対象》幼稚園保護者	私立幼稚園の実施を検討★	民間幼稚園の保護者へチラシを配布し家庭教育に関する学習会や家庭教育講演会への参加を呼びかけた。 しかし、実際には講演会への参加者は数名と少なかった。
135	学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	仕事等により昼間、保護者等が不在の小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る。 《実施方針》すべての小学校単位で学童クラブを設置できるように事業を推進する。 《対象》小学校1～3年生の児童	9箇所★	継続実施 5箇所
136	学童クラブ実施方法の検討	学童クラブの設置に関し親の負担軽減を図るため、実施方法を検討する	検討	未実施
137	◆◎活動の場・機会の情報提供	ボランティアが協力できる子育て支援に関する情報を様々な方法により提供する	実施	「子育てサポーター事業」を広報誌に掲載
138	◆◎ボランティア講習会の開催	活動分野が拡大、専門化していることにより、ボランティアとして携わる人材の育成及び技術の向上を目指し、講習会を開催する。	実施	社会福祉協議会で実施
139	児童委員との連携の強化	ボランティアと地域の担い手である児童委員との連携を強化する。 《実施方針》情報の提供や共有化による連携の強化	継続	継続実施
140	ゆうき女性会議	たまたゆプランの進捗状況のチェック、男女共同に関する学習会の企画運営活動等により、市民と行政の協働によるプランの推進をする。 《実施方針》活動の対象を既存の団体や組織にこだわらず、多くの市民に参画を拡大するためのネットワーク化を図る。 《対象》ゆうき女性会議会員	継続 会員数増加★	継続実施
141	男女共同参画団体別学習会	男女共同参画について市民に広く理解を得るために、講師及び実践者が団体に出向いてPR活動を行う。 《実施方針》男性がいる団体など、より多くの団体を対象に開催し、広く市民にPRする。 《対象》市内各団体	開催 年4回★ 対象 男性がいる団体★	継続実施 年2回

142	男女共同参画推進講座	男女共同参画の視点に立ったリーダーとなる市民の養成を目的として開催する。 《実施方針》講義内容等を検討し、参加者の増加を図り、市民の社会参加の場での能力向上を目的とする。 《対象》全市民	継続	継続実施
143	男女共同参画推進講演会	多くの市民に男女共同参画の認識を深めてもらうことを目的として開催する。 《実施方針》テーマ・講師選定等、市民の意見をできるだけ反映して開催する。開催後はアンケートとり、成果をチェックする。 《対象》全市民	継続	「後期たままゆプラン」策定年度により実施せず。
144	たままゆプランの推進	男女共同参画社会の実現をめざして、市民・行政・企業が協働して取り組むことを基盤に策定されたプランを推進する。 基本構想 平成14年度～平成22年度組織体制 ・プラン推進委員会 ・庁内行政推進会議 ・庁内ワーキング会議 《実施方針》社会情勢の変化や進捗状況によって、適切な見直しを行い、事業の効率的推進を図る。 《対象》全市民	継続	後期たままゆプランの策定
145	男女共同参画関連の広報活動	広報、HP等に男女共同参画関連の記事を掲載し、市民にPR・啓発をする。 《実施方針》市民にわかりやすい内容の記事で情報を提供する。 ・連載記事等検討。 《対象》全市民	継続	継続実施
146	有害環境対策推進事業	青少年にとって好ましくないと思われる施設、環境の調査及び浄化活動を行い、青少年の健全育成を図る。 ・図書等自動販売機の点検活動 ・青少年の健全育成協力店の拡大:ゲームセンター、店舗等への健全育成協力依頼(入店年齢制限、時間の徹底)、コンビニエンスストア、書店への万引き防止運動依頼、ステッカーの配布 ・関係団体:青少年育成結成市民会議、青少年相談員 《実施方針》青少年が集う店舗等への重点的な巡回活動の実施。 ・市民団体と協力し環境浄化の推進。 《対象》市内のコンビニエンスストア、ゲームセンター、図書等自動販売機	市内図書等自動販売機設置台数減少★ 青少年健全育成に協力する店登録店舗増加★	継続実施

147	都市公園整備事業 (ゆったりトイレ整備)	幼児に限らず、高齢者、障害者の方も利用することができる、地域住民の憩いの場を提供するバリアフリー対策として、段差解消、ゆったりトイレの整備を推進する。 《実施方針》最も身近な公園としての機能を発揮できるよう配置・整備していく。 《対象》区画整理事業地内の街区公園 (南部地区:14か所、北西部地区:8か所)その他都市公園	整備する公園すべてにおいて実施★	継続実施 南部地区2箇所
148	持続可能な社会の構築	環境負荷を軽減することで、次世代に豊かな自然環境を残し、快適な住環境を構築する。 ・不法投棄等監視事業 ・合併処理浄化槽設置費補助事業 ・資源物分別収集事業 ・ISO14001推進事業 ・ゴミ減量化対策事業 《実施方針》市民の環境に対する意識の向上を図る。 《対象》全市・全市民	継続	継続実施
149	◆育児・介護休業制度の周知	事業主・雇用者双方に、広報、市のホームページなどを活用して、制度の周知を図る。 《対象》事業所、市民	実施	実施に向け検討
150	◆家族にやさしい企業づくりに関する情報提供	事業主に対し、家族にやさしい企業づくりを支援する各種助成金等に関する情報提供を行う。 《対象》事業所	実施	実施に向け検討
151	求人情報の提供	ハローワーク求人情報を市役所正面玄関に掲示する。 《実施方針》設置箇所の増設を検討する。 《対象》求職中の全市民	設置箇所 3か所★	継続実施
152	雇用対策事業	パソコンの基礎的技術の向上とともに、インターネットを利用して誰もが求人情報等を閲覧できるようにすることで、再就職を推進する。自由に使用できるパソコンを商工観光課内に「消費者向けパソコン」を設置し、午前9時～午後4時半まで使用が可能となっている。 《実施方針》市の広報誌やホームページを利用して「消費者向けパソコン」の存在をアピールし、効率的に情報を収集できる環境を整えていく。 《対象》求職中の全市民	継続	継続実施
153	次世代育成支援対策推進協議会	次世代育成支援に関わる活動を行う関係者・関係機関により、各年度の実施内容の点検および意見交換を行う。	設置	設置実施
154	次世代育成支援対策庁内推進会議	庁内における関係各課で構成し、本行動計画に基づく事業の実施状況の点検および意見交換を行う。	設置	未設置

155	実施状況の公表	市広報、市ホームページを通して、毎年度の計画の進捗状況を公表する。	実施	実施
-----	---------	-----------------------------------	----	----